

「放送コンテンツの適正な製作取引の 推進に関する検証・検討会議」の検討状況

「放送コンテンツの適正な製作取引の
推進に関する検証・検討会議」事務局
令和6年5月28日

- 良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進する観点から、放送事業者と番組製作会社との間の放送コンテンツの適正な製作取引を一層推進するため、総務省及び民間における取組について専門的見地から助言を得ること等を目的として平成30年10月から開催。

1 主な検討事項

- ▶ 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）のフォローアップ調査等の結果に対する評価・分析及び次回調査内容に係る助言
- ▶ ガイドラインの見直しなど放送コンテンツの適正な製作取引を促進するために講ずべき措置 など

2 構成員 （敬称略）

座長	舟田 正之	立教大学法学部名誉教授
座長代理	新美 育文	明治大学名誉教授
	石岡 克俊	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	上杉 達也	パートナー弁護士（TH総合法律事務所）
	内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
	音 好宏	上智大学文学部教授
	小塚 荘一郎	学習院大学法学部教授
	酒井 麻千子	東京大学大学院情報学環准教授
	長谷河 亜希子	弘前大学人文社会科学部教授
	林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科教授

（オブザーバー）

- ・ 公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課
- ・ 文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室
- ・ 経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課
- ・ 中小企業庁事業環境部取引課
- ・ 放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局
（日本民間放送連盟及び全日本テレビ番組製作社連盟）

3 ワーキンググループ （敬称略）

親事業者（放送事業者、関係団体）と下請事業者（制作会社関係団体）が参加するワーキンググループを設置。

主任	舟田 正之	立教大学法学部名誉教授
	内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
	音 好宏	上智大学文学部教授

【放送事業者、放送事業者関係団体】	【番組製作会社関係団体】
日本放送協会 日本テレビ放送網（株） （株）テレビ朝日 （株）TBSテレビ （株）テレビ東京 （株）フジテレビジョン （一社）日本民間放送連盟 （一社）日本ケーブルテレビ連盟 （一社）衛星放送協会	（一社）全日本テレビ番組製作社連盟（ATP） （一社）全国地域映像団体協議会（NRA） （一社）日本動画協会（AJA）

1. 背景及び対象

下請代金支払遅延等防止法の対象である「情報成果物作成委託」に係る取引の適正化に対応するため、平成21年2月に策定。著作権の帰属に関する整理表等を追加した改訂第7版を令和2年9月末に公表。

ガイドラインの対象：地上テレビジョン放送、衛星放送、有線テレビジョン放送等を行う放送事業者
放送コンテンツの製作に関わる番組製作会社

2. ガイドラインの目的

- ① 放送コンテンツ製作に関するインセンティブ向上を図り、もって、我が国における放送の発展を目的とする。
- ② 自由な競争環境を整備しながら、番組製作会社のコンテンツ製作に係るインセンティブや創意工夫の意欲を削ぐような取引慣行の改善及び番組製作に携わる業界全体の向上を目指す。

3. 主な内容

○ ガイドラインに主に記載している項目

- 1 書面の交付
- 2 取引価格の決定
- 3 著作権の帰属
 - (1) 著作権の帰属、窓口業務
 - (2) 放送番組に用いる楽曲に関する取引
 - (3) アニメの製作に関する取引
- 4 取引内容の変更・やり直し
- 5 その他
 - (1) 下請代金の減額
 - (2) 支払期日の起算日
 - (3) 契約形態と取引実態の相違
 - (4) トンネル会社の規制
 - (5) 下請事業者の振興のための取組

○ 問題となり得る取引事例

【具体例】

- 発注書の書面交付が行われていない場合があった
- 取引価格等の決定について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった
- 著作権の帰属について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった

○ 望ましいと考えられる事例

【具体例】

- 放送番組製作委託契約の際、書面が交付されていない場合は、アラートが表示されるシステムを導入している
- 製作会社が著作権を放送局に譲渡する場合には、放送局は製作会社に対し、「著作権の対価」に係る部分を、製作委託費とは別に明示して支払っている

ガイドライン改訂の検討の経緯

- 令和2年の第7版の改訂以降に実施した「ガイドライン遵守状況調査（ヒアリング）」及び「製作取引実態調査（アンケート）」を通じて、書面の交付や取引価格の決定、著作権の帰属などについて、放送事業者と番組製作会社との間の認識の差がやや拡大傾向にあったことや、令和3年から中小企業庁が実施している「価格交渉促進月間」フォローアップ調査において、「放送コンテンツ」の業種別の価格転嫁率の順位が27業種中26位と低い状況が続いていることなどが判明。
- 以上を踏まえ、検証・検討会議において第8版の改訂内容を検討。当該検討に当たっては、発注側と受注側を代表する業界団体からヒアリングを実施するとともに、番組製作現場の就業環境の実態について、国の相談窓口寄せられた内容や中小企業庁の下請Gメンが聞き取った内容を共有。

主な論点と検討の方向性

1. 著作権の帰属

- 「十分な協議や対価の支払いをせずに一方的に著作権を発注者に帰属させないことを共通認識とし、「十分な協議」の内容について、成功事例や例示をガイドラインに反映し、共有することは有益ではないか
- ガイドラインに記載する際の粒度や形式については、発注者・受注者双方が協議に入りやすいか、分かりやすさ、浸透させることができるか等の観点から検討が必要ではないか
- 取引当事者の間で協議をする際の手がかりをガイドライン等で示すことはできるのではないか

2. 適正な製作費

- 十分に協議を尽くせば、コストの全額を転嫁できなくても問題にはならないはずだが、取引の一方当事者が協議を尽くしたと認識するだけでは不十分なのではないか
- 必要な経費について、費目を洗い直して優先順位をつけるなど、業界全体で統一的な基準、モデルを作成できないか
- 価格転嫁を促進するようなツールの作成や市場の相場感覚の形成に向けた取組が必要ではないか

3. 就業環境の適正化

- 発注者は、下請である受注者の問題とせず、サプライチェーン全体の中での人権侵害や制作環境にも目を配っていくべきではないか
- 発注者が設置する相談窓口の案内や周知の在り方については、実態を把握し、好事例の横展開を図るなどの工夫が必要ではないか。
- 行政においても、相談窓口の運営見直し、発注者への指導・監督などを行うべきではないか
- 取引関係の構造、契約書の交付や業務の委託内容の曖昧さ、製作のシステム化、事業者の規模・地域による差異、人材確保など、発注者・受注者の間でそれぞれの課題について情報共有を行った上で、業界全体の在り方を議論すべきではないか

4. その他

- 第7版改訂後に新たに制定又は改定された法令やガイドラインの内容について、反映する